## 不利益処分の処分基準

処	分の内容	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認
1 - 1		定取消し
	処法令及び条項	建築基準法第86条の8第6項
		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処	関係条項	建築基準法第86条の8第1項、第3項及び第5項
		未設定(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
分		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
	参考事項	
準	設定等年月日	年 月 日設定(年月日最終変更)